

第二十一編 勞働立法

概 説

本大正十一年に新たに出來た我勞働立法は船員職業紹介法と健康保險法との二つであつて、あまり收穫豊富とは云はれない。尙勞働者に多少の關係ある立法としては借地借家調停法と簡易生命保險の改正法がある。

法案としては先づ指を過激社會運動取締法案に屈すべきであらう。反動的傾向は今や世界的である。二三年來國粹會其他の反動團體の活動を暗々裡に鼓舞し獎勵し來つた觀ありと稱せられた政友會内閣も茲に立法によつて社會運動を壓迫せんと試みたので、それが成立の曙には正常なる勞働運動の發達を阻害するは勿論である。然し輿論の猛烈な反對を受け此時代錯誤的法案は議會を通過しなかつた。狀勢既に斯くの如くであつたから治安警察法第十七條の未だ撤廢

されなかつたのは云ふ迄もない。

政府は來るべき第四十六議會に工場法改正法案を提出するとの事であるが、樞密院に於て國際勞働條約案の大部分の批准が拒否された事から察すると、右の改正法案も條約案の規定を満足せしめる程度のもではなからうと思はれる。政府は尙本年、工場法第十三條に基く命令規定の要綱を各地商業會議所に諮問したが、何時如何なる程度の立法を見るや未だ明かでない。

以下法律及び法案の二項に分つて本年に於ける我勞働立法界の趨勢を記す事とする。

第一 法律

1 船員職業紹介法

一九二〇年ゼノアに開かれた第二回國際

勞働總會で、船員の職業紹介機關に關する條約案が採擇された。我が政府は此の條約案の趣旨に基き一の船員職業紹介法案を起草して第四十五議會へ提出し無事兩院を通過したので、四月十日其の公布を見た。施行期日は追て定められる筈である。同法大要左の如し。

本法は沿海航路以上の航路を航行する船舶に乗組むべき船員の職業紹介に適用されるものであつて、職業紹介事業を行はんとする者は行政官廳の許可を要する。政府は必要の場合には自ら事業を営み又補助金を支給して、公益法人其他の團體をして事業を行はしむる事が出来る。而して職業紹介には如何なる名義に於ても手数料を徵收するを得ない。事業の經營に關しては遞信大臣の監督の下に船員紹介委員會を置くのである。尙ほ最後に罰則の規定がある。本法は十一月十八日勅令第四百九十七號を以て十二月一日より施行され、同日同法第三條による補助金支給に關する件及び同法施行規則が公布された（本法全文は附録「勞

働法規」中にある。

2 健康保險法

一 法案提出迄の經過

昨大正十年末勞働保險調查會なるものが設けられ、先づ健康保險要綱が出来上つたが（該要綱は本年鑑大正十一年版「勞働保險及職工貯蓄」の編参照）、更に特別委員會を設けて之を審議する事になつて居た。即ち今年一月に入り、九日十日十二日と三回右委員會が農相官邸で催された。右委員會の經過に就て述べれば、第一日は第一項の保險事項に就て委員から廢疾保險も追加したしとの論が續出したが、其の結果、比較的實行容易な疾病、災害、出産、死亡等から實施し、經驗を得た上癈疾保險を實施することとし原案通り可決、第二項の被保險者に就ては官立工場の勞働者にも適用せんとする希望多く、大體に於て官立工場の勞働者を被保險者の範圍に入るゝ事に決し、第三項の保險者中（乙）健康保險組合に關する規定の内、十二、十三に就ては其の員數僅少に失し、保險事業上危険の分擔を多か

らしめ、該事業の基礎を危くせしむる虞があるとの論有力で、結局十二及び十三の場合に於て其の健康保險組合を設立し得るものは、被保險者を三百人使用する事業主と云ふ事に修正した。従つて此れに關聯した人員計算に關する規定たる十四は最早存在の必要を認めざることとなり全部削除する事に決定、第四項の標準日給に關する規定に就ても多少の異論はあつたが採決の結果原案通り可決した。第二日には、原案第二十に「保險組合の理事者が事業を執行せざる時は政府が代位してその事業を行ふ、但し此の場合の費用は保險組合の負擔とする」の一項を加へ、尙其の他前回修正の點に就て幹事側に於て字句の修正をなした事項を正式に決定し、次で第五項保險給付を議題とし原案第三十から逐條審議を遂げたが、原案第三十六まで修正なく、第三十七の死亡に關する給付に就ては葬祭料二十圓と限定し、事情により増減をなすべき差別を設ける様に修正し、第三十八より第五十迄は原案通りとし、第五十一に小修正を加

へ、第五十二を削除することとした。第三日は前回審議した趣旨で幹事側の起草した修正案を正式に決定し、次いで第六項財源より第十二項審査及び採決迄を逐條審議した結果、第七十一の「保險料滞納金を市町村又は之に準すべきものが國稅滞納處分の例により之を處分した場合市町村又は之に準すべきものに徴収金額の百分の三を交付す」とあるを百分の四に修正、又健康保險に關する特典中、原案第七十八の健康保險の事務に關する郵便物は無料となす事を得と云ふ一條を削除した。其の他審査及び採決の項中、第八十九に審査會に於ては證據調をなし得る途を開く事の一項を追加し、右を以て全部の審査を終つた。

更に一月十六日、勞働保險調查會總會を農商務省に開催、特別委員會の經過及び結果に就て報告があつた後、特別委員會の決定案を議題として討論に附し、武藤委員其の他から、

當局に於ては官業勞働者に對しては比較的完全な保險制度があるからと云ふので除外例を設けんとし、特別委員會では大體之を承認し

た様であるが、該保險制度は官業と民業と差別を設けるの必要がない、故に除外例を設けるならば、民業中にも除外例を設けるのが適當である

とて鐘紡其の他の施設を引用して、極力除外例の設置を主張し、之に賛する者も少くなかつたが、

我が國の民間に於ける保險施設は、歐米の夫れに比し、著しく劣り、且つ我が労働者の生活状態並に思想上よりして、温情主義のみに依ることは時代に適しない

とて反對する者も多く議論續出したが結局除外しない事となり、第三十九の「最長」の二字のみを削つて特別委員會の決定通り可決確定した。

二 議會に於ける經過

農商務省が労働保險調査會の決定に基き作成した健康保險法案は三月衆議院へ提出せられ、工場法中改正法律案外七件委員會に附議せられた。右委員會は三月十四日開會、四條工務局長該法案の説明をなし、終つて質問に入り、柿原政一郎氏より本法適用範圍を現行工場法適用工場とするの妥當なること、武内作平氏より官業労働者除外の

意志の有無に關する質問あり、四條局長、山梨陸相、矢吹政府委員の答辯あり、討論に入て、採擇の結果、全會一致にて可決、やがて衆議院本會議も通過した。

貴族院に於ける同法案特別委員會は三月二十日、二十三日に開會され、平野長祥氏、金杉英五郎氏、江木翼氏より、疾病災害關係以外の事項を規定せざりし理由、獨り労働者にのみ限りし理由、廢疾者に關する規定なき理由の質問あり、政府側は今日最も急務と認められたものから手を着けたのであつて、將來事情の許す限り擴張し度しとの答辯あり、標準報酬と組合設立とに就いては山本農相は、前者につきては「實際家の意見を徴して定め度い」、後者に就ては「成る可く事業主の意見を求めて無理のないやり方をし度い」と答へた。斯くて全會一致原案可決、やがて貴族院本會議をも無事通過したのである（本法の全文は附録「労働法規」中にある。尙ほ第七編第一「社會保險」の條下参照）。

3 借地借家調停法

昨年制定された借地借家兩法は貴衆兩院通過の際、借地借家に關する爭議の調停機關を設くべしとの希望條件を附したので、政府は第四十五議會に借地借家調停法案を提出したが、多少の修正の後、兩院を通過した。其の趣旨は借地借家に就き争を生ぜし場合、當事者に單獨又或は合意を以て其の地の區裁判所又は地方裁判所に調停の申立をなす事を許し、裁判所が調停の申立を受理した場合は、其の事件に就て訴訟手續を中止すると共に調停委員會を設けて事件を調停せしめ、調停成つた場合には調停主任より之を裁判所に報告せしめ、裁判所をして調停の認否を決せしめるのである。

本法は七月十二日、勅令を以て、東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣に、十月一日より施行する旨發表され、同時に勅令で借地借家調停の手数料に關する件も發布された（本法全文は附録「労働法規」中にある）。

4 簡易生命保險法改正法

イ 改正理由

政府は簡易生命保険の保険金額の制限を改正して、現在の二百五十圓から三百五十圓に上げんがため、簡易生命保険法改正法案を議會へ提出した。蓋し歐洲大戰後の今日は、我邦の經濟事情が簡易保険實施當時の大正五年とは、大いに異なつて居るから、同保険の目的を充分に達するには、制限額を三百五十圓迄上げるの必要があり、

又民間の生命保険に在つては、二百五十圓以下三百五十圓程度の新契約が極めて稀であるから、此の缺陷を補ふ爲にも、保険金額を引上げるは必要であると云ふのである。

ロ 議會の経過

衆議院委員會の経過を見るに、三百五十圓説に賛する意見と五百圓説に賛する意見と二つの意見があつた。之に對し政府は「三百五十圓に改正する事に依つて死亡率の危険が豫定率の十割以上になる故に、五百圓とする」と簡易生命保険の基礎を危くする虞れがあり、三百五十圓以上のものに就ては民間の保険業を以て之に當らせ得るが故

に、是れ以上増額の必要がない」と説明したので、委員會では多數を以て原案を可決した。本會議に於ても五百圓に修正する案が出たけれども、遂に委員長の報告通り可決された。貴族院では別に差したる問題にもならず、原案通り可決を見、四月十日公布された。

第二法案

1 過激社會運動取締法案

政府は二月十八日貴族院へ左の如き法案を提出した。

過激社會運動取締法案

第一條 無政府主義共產主義其他ニ關シ朝憲ヲ紊亂スル事項ヲ宣傳シ又ハ宣傳セントシタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
前項ノ事項ヲ實行スルコトヲ勸誘シタル者又ハ其勸誘ニ應ジタル者罰前項ニ同シ
第二條 前條第一項ノ事項ヲ實行又ハ宣傳スル目的ヲ以テ結社集會又ハ多衆運動ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
第三條 社會ノ根本組織ヲ暴動暴行脅迫其他ノ不法手段ニ依リテ變革スル事項ヲ宣傳シ又ハ宣傳セントシタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁

錮ニ處ス
第四條 前二條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ金品ヲ供與シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ與ヘタル者又ハ情ヲ知リテ之ヲ受ケタル者ハ各本條ノ定ムル所ニ從ツテ處斷ス
第五條 前四條ノ罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕シ又ハ免除ス
第六條 本法ハ本法施行區域外ニ於テ第一條乃至第四條ノ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

提案理由

近來我國に於て外國同志と相提携して過激主義の宣傳を爲さんとする者漸く多く而かも之が取締法規不十分なるを以て之が取締の爲過激社會運動取締法制定の必要あり是れ本案を提出する所以なり

右法案は二月二十一日、貴族院本會議に上程せられたが、同會議に於て山内司法次官は次の如き説明を爲した。

「近來本邦人で外國の所謂主義者と連絡を取りまして我國に於て過激主義の宣傳をなさむと致しまして、其外國人等の介在に依りまして、我國を赤化せむことに全力を盡して居ると云ふのは洵に歎はしい次第である。而して其運動は色々の組織を致しまして段々歩を進めて著しく組織的になつて居る所の感がある、洵に恐るべき状態にあるのであります。而して現在此種の運動に付て取締法規の完備して居る

ものはないので或は刑法、治安警察法、或は新聞紙法、出版法等是等に當るものはそれで稍々取締が出来ますけれども彼等は巧みに法網を免れまして其手段は極めて巧妙であるが爲に實際に於て其危険なる行動を取締ることが出来ない云ふのが多いのであります。此刑法等に依つて罰則を適用するとの出来る場合に於きまして考へますと云ふと、事柄に比して極めて刑が軽いと云ふ爲に取締の實を擧げる事が出来ないことの憾も多いのであります。即ち要するに只今申上りました通りの大體今回過激社會運動取締法案を提出いたしました、趣意でありまして、茲に内容の重なる點を掲げますれば、無政府主義、或は共產主義、其他朝憲、國憲を紊亂する事項を宣傳する、其宣傳に對する取締が一つ、それから同一の目的で以て爲す所の或は集會、結社、其他多衆運動をする、それに對する取締、暴動、暴行、脅迫其他の不法の手段に依りまして社會の根本組織を變革する、破壊すると云ふやうな事に努めて居る者があるのであります。其事項に對して、さう云ふ事項を宣傳するの徒があるのであります。其宣傳の取締、其他之に付きまして從犯的の規定が一つあるのであります。刑は長き所て十年、それから中間七年、一番軽い長期が五年、斯う云ふ重もに自由刑を以て、是等の徒の行爲に對する手段及び方法と致しまして、是等の社會運動を取締ると云ふのが本案の趣意であります。

勞働立法

一に朝憲を紊亂すると云ふ文字であります。是は國憲を紊亂すると云ふのと今日大審院の判例等 解釋は同一に見て居るのであります。朝憲と云ふのも國憲と云ふのも同じ趣旨で、此第一條は案を立てたのであります。それから此「無政府主義其他」其の他」と云ふのに付て詳しく調べたことありませぬのでありますけれども、中には代議政治を否認して、直接行動を以て或運動を企てると云ふやうなものもあるやに聞いて居るのであります。果して之が朝憲を紊亂すると云ふことになるや否やは稍々議論があるのでありませうけれども、今日の司法當局の解釋としては、代議政治を否認すると云ふやうなことも朝憲紊亂の一つと云ふことに解釋してゐるやうに承知して居ります。而して第一條は國憲紊亂と云ふものが基となるのでありますが、第三條はさうじやないのであります。或は風俗道德に關する事柄も此中に這入る事があるのであります。或は又産業に關しまして隨分過激なる思想主義を持つて居る者もあるのであります。例を取るとも甚だ如何かと思ひますが、例へば道義に關して極端なるものは女を使用すべからずと云つて居る者もありますし、或は又産業に關しまして佛蘭西の「サンデイカリズム」と云ふやうな主義、之を色々不法の方法で宣傳して行くことと云ふことは極めて今日の社會組織に對して危険なる行動と云ふことに認めまして、第三條と云ふことに、殊に此朝憲紊亂以外に茲に社會の根本組織のことを規定いたし

た次第であります。過激社會運動取締法と云ふ名稱は頗る苦しんだ文字で、當局も決して之を好い文字と考へて居ないので、初め單に治安取締と云ふやうなことにやつて見たのでありますけれども、どうもそれでは如何にも文字が廣過ぎると云ふので、先づ過激主義の社會運動取締と云ふことを現はす爲に之だけの文字を用ひたのであります。私も如何にも落着かぬ文字だと考へて居るのであります。尙ほ此點に付ては更に考へたいと云ふことを申上げて置き度いのであります。それから社會の根本組織を云々此三條の規定は是は朝憲を紊亂するものと云ふのではないものを茲に掲げましたので、勿論共產主義にして朝憲を紊亂するものでない限りは第三條に這入りませうけれども、無政府主義にして朝憲を紊亂せざるものはないのであります。共產主義として朝憲を紊亂すると云ふことにいかないものがないとも限らないのである。而してそれは社會の根本組織を破壊する所の主義であると云ふ場合があるのでありますから、それで一條は結局朝憲紊亂と云ふことを基にして居る。三條はさうでないものを掲げて、其間に刑の輕重を定めたのであります。朝憲紊亂に事が關係する以上は宣傳は重き刑を以て之を罰しなければならぬ。社會の根本組織に付てのことは是は朝憲紊亂よりは當局の考では、ものに依つては輕いものであらう、尤も兩方の犯罪の中の情に依つてはどつちが重いと云ふことは言へないので

あります。其標準を取れば一條の主義の方が重いと云ふ見地から之が出来て居るのであります。而して第三條には「其の他の不法手段に依りて變革する事項」とあります。是は文字の係りて不法手段に依りて變革する事項である、不法手段に依つて宣傳するのではないのであります。斯う云ふことを不法手段に依つて社會の根本組織を變へる、唯自分の意見を出すと云ふことだけでは、必ずしも之を犯罪として罰するのは如何と云ふのが議論になりました。議論となつた結果が變革を企てる、其變革を企てる趣旨が不法手段で之を變革する、例へば工場を乗取ると云ふやうなことで、或は暴動を以てするとか、或は其他不法手段を以て工場を占領すると云ふやうなことをそれを宣傳する、そこで宣傳自體に不法手段があるのでないものであります。宣傳すべき目的に不法手段が這入つたのが三條であります。一條は之は不法手段の有無に係らず國憲を紊亂する事柄である以上は之を新聞に宣傳する、或は其他「ビラ」を以て宣傳する其他の方法を以て……如何なる方法を以て宣傳するを問はず、宣傳自體を犯罪として罰しようとするのである。

第三條の分は變革の手段が不法手段に非ざる限りは、其變革すべきことを宣傳しても是は罪とならぬと云ふ考へであります。唯意見を出すだけで之を罪すると云ふことが時として頗る極端に互つて弊害を生ずることがありはしないかと云ふので、色々此點に付ては議論がありましたけれども、結局意見の陳述を以て宣傳するだけならば此分は處罰せざることになつて居るのであります。而して第一條の國憲紊亂のことを宣傳するのみならず、暴行を以て國憲紊亂のことをなすと云ふやうな場合だと刑法に重い罪がありまして、最も重いものは内亂罪と云ふことになるのであります。是は唯宣傳をなすと云ふことだけに付て重き刑を科する趣旨でありまして、之を實行する更に暴行を以て實行すると云ふことになれば刑法の最も重き刑に當ると云ふことを御承知を願ひ度い。」(官報、速記録より)

此の法案が一度世に發表せられると、之に關する論議が喧しくなり、或は言論の自由を重んずべしとなす個人主義者の立場から、或は思想の壓迫は社會の進歩を害すとすなす自由主義者の立場から、之を非難する者續出し、各新聞の論調も多く之に反對であつた。斯くて三月一日には、中央法律新報社の主催で東京神田青年會館で過激社會運動取締法案批判演說會が開催されて、永井柳太郎氏、末弘嚴太郎氏によつて反對が叫ばれたのである。

然るに本法案が取締の對照とせる社會主義者、無政府主義者、労働運動者等は本法

案を以てブルジョアジエが漸く擡頭し來つたプロレタリアを抑壓せんとする斷末魔の叫びであるとなし、別に反對の態度を示さなかつた。

尙ほ本法案に對する諸家の意見は次の如きものである。

- 過激運動取締法案の内容に就て 牧野英一 大阪毎日 二月二十七日以下
- 朝憲紊亂とは何ぞ 牧野 英一 大阪毎日 三月十七日以下
- 法律萬能を排す 穂積 重遠 東京日々 三月二十日以下
- 過激取締法に就て 中島 玉吉 大阪朝日 三月十六日以下
- 過激社會運動取締法案に就て 末弘嚴太郎 東京朝日 三月三日以下
- 過激取締法は 高柳 賢三 大阪朝日 三月九日以下
- 思想言論の自由 鹿子木 員信 東京日々 三月二十三日
- 縁日商人のやうに懸値の多い法案 三宅 雄二郎 東京日々 三月二十五日
- 謂ゆる過激法案 姉崎 正治 東京日々 三月十九日
- 問題の法案と原則心の缺亡 杉森 孝次郎 東京日々 三月二十二日
- 過激主義と現政府 長谷川 天溪

讀 賣 二月二十二日

過激社會運動取締法案に就て 福田 徳三

改 造 四月號

過激運動取締法案に就て 仁保 龜松

解 放 四月號

革命的立法 長谷川如是閑

我 等 四月號

專制的刑治團への逆轉 宮本 英修

解 放 四月號

資本主義社會の單純化の一表徴 佐野 學

解 放 四月號

一八七八年當時の獨逸政情 臘山 政道

解 放 四月號

血迷へる社會主義取締 布施 辰治

前 衛 三月號

正當且つ有効 高島 素之

解 放 四月號

やるならやつて見る 堺 利彦

解 放 四月號

資本家制度自滅法案 荒畑 勝三

解 放 四月號

杜選なる法案なり 馬場 孤蝶

解 放 四月號

諸 家 中央法律新報三月十五日號

更らに諸新聞紙の論調は登記にて大體を

窺ひ得る。

東京朝日(二月二十一日、三月十日)

東京日々(二月十一日、三月十六日)

大阪朝日(三月十七日、三月廿五日、四月九日)

勞働立法

大阪毎日(二月二十日、三月十五日)

時事新報(二月二十一日)

大阪時事(二月廿一日、三月十七日)

讀賣新聞(三月十六日)

以上の如く輿論の反對甚だしきに驚いたのであらう、貴族院の本法案特別委員會では題名を削除し左の如き修正案を可決した。

修正案

第一條 朝憲ヲ紊亂スル事項ヲ宣傳又ハ勸誘シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二條 前條第一項ノ事項ヲ實行宣傳又ハ勸誘スル目的ヲ以テ結社集會又ハ多衆運動ヲナシタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 暴動暴行脅迫其ノ他之ニ類スル不法手段ニ依リテ社會ノ根本組織ヲ變革スル事項ヲ宣傳シ又ハ勸誘シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條又ハ第三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第五條 第一條又ハ第三條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備ヲナシタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六條 第一條乃至第三條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ金品ヲ供與シ若クハ其ノ他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ與ヘタル者又ハ情ヲ知リテ之ヲ受ケタル者ハ各本條ノ定ムル所ニ依リテ處斷ス

第七條 前六條ノ罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサルハ禁錮ニ處ス

前二白首シタル者ハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免除ス

第八條 本法ハ本法施行區域外ニ於テ第一條乃至第六條ノ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

右修正案は十八日の貴族院本會議で種々の論議を見特に朝憲紊亂、社會の根本組織の解釋提案理由と法案構成の各條項の含む内容との相違、新聞紙法出版法と本法案との比較等が問題となつたが、二十二日の本會議では之を再審査に對する事に決定した。右決定に基いて該法案の特別委員會は既定の委員九名の外六名を加へて開かれ、種々審議し、政府も會期切迫の際なれば、なるべく外國の同志と相提携し過激主義の宣傳をなすものゝみにても協賛されん事を望む旨懇願した。最後に、政府の原案も前委員會の修正案も共に法文曖昧で且つ刑量頗る苛酷であると云ふので八條隆正氏から左の如き研究會調査にかゝる修正案を提議し之を可決した。

修正案

第一條 外國人又ハ本法施行區域外ニアルモノト聯絡シ朝憲ヲ紊亂スル事項ヲ宣傳シタルモノハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二條 外國人又ハ本法施行區域外ニアルモノ

ト聯絡シテ前條ノ事項ヲ實行又ハ宣傳スル目的ヲ以テ結社集會又ハ多衆運動ヲナシタルモノハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 外國人又ハ本法施行區域外ニアルモノト聯絡シテ社會ノ根本組織ヲ暴動暴行脅迫其ノ他之ニ類スル不法手段ニ依テ變革スル事項ヲ宣傳シタルモノハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條又ハ第三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第五條 第一條又ハ第三條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備ヲ爲シタルモノハ一年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六條 第一條乃至第三條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ金品ヲ供與シタルモノ又ハ情ヲ知ツテ之ヲ受ケタルモノハ各本條ノ定ムル所ニ從ツテ處斷ス

第七條 第六條ノ罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタルモノハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス
第八條 本法ハ本法施行區域外ニ於テ第一條乃至第六條ノ罪ヲ犯シタルモノニ之ヲ適用ス

かくて右修正案は二十四日の貴族院本會議を通過し、衆議院へ回付せられた。之より先き在野各政黨は本法案に對する態度を決定すべく協議を凝して居たが、何づれも絶對に反對する事に決した。又三月五日に開かれた自由法曹團の會合、二十日の代議士及び操觚界有志聯合會、二十日の日本辯

護士協會總會でも此の法案に對する反對の決議をした。のみならず政府與黨たる政友會内にすら少からぬ反對者が生ずるに至つた。形勢斯くの如くであるから衆議院に於ては一大論戰を惹起すべく思はれたが、遂に二十五日も六日も其の上程を見ず、無類の暴法案と云はれた本法案も、幾多の修正の後貴族院を通過したのみで葬り去られた。

2 國民黨の勞働組合法案

星島二郎氏は勞働組合法案(第一編『勞働組合』中參照)を衆議院へ提出した。此の法案は治安警察法中改正法律案と同一委員に附託されたが可決を見なかつた。

3 國民黨の農業組合法案

土井權太氏は農業組合法案(第十一編『農村問題』中參照)を衆議院へ提出し、九名の委員付託となつたが、遂に委員會の可決を見るに至らなかつた。

4 國民黨の工場法中改正

法律案

板野友造氏は該法案(第四編『勞働者狀

態』中參照)を衆議院に提出した。それは十八名の委員に付託され、三月十八日委員會が開かれたが、遂に可決せられなかつた。尙同委員會で板野氏の説明に對し、四條工務局長は左の如き意見を述べて居る。曰く「本案は第一回國際勞働會議で採擇せられた條約案を骨子として立案せられた様である。而して當局も其の改正の必要は認め目下時間制等其の他に關し科學的に調査中であるが、條約案が目下權限ある機關に附議され、未だ批准か否か不明であるから、改正は未だ時期でないと信する」と。

5 憲政會の失業保險法案

失業保險法案(第五編『失業問題』中參照)は安達謙藏氏外十名によつて衆議院へ提出された。此の法案は船員職業紹介法案委員と同一委員に附託されたが、可決に至らなかつた。

6 憲政會の勞働關係諸法案

安達謙藏氏外十名は、職業紹介法改正法案、工場法改正法案、鑛業法改正法案、疾病保險法案、勞働組合法案等を衆議院へ提

出したが何づれも委員に附託されたのみで中参照)を提出したが委員会にて葬り去ら
葬り去られた(後の四法案の全文は本年鑑れた。
大正十年版「労働立法」の項中に収む)。

7 治安警察法改正法案

第四十五議會では、昨年(の如く又々左記
四個の治安警察法改正法案が衆議院へ提出
された。

- イ 治安警察法中改正法律案(清瀬一郎氏外
一名提出)
- ロ 同(横山金太郎氏外一名提出)
- ハ 同(一宮房治郎氏外一名提出)
- ニ 同(松本君平氏外一名提出)

右の中、問題の第十七條に關係あるもの

はイ及びロのみである。此等の諸法案は木
下成太郎氏を委員長とする十八名の委員に
附託されたが、議論は女子の政談集會の自
由を認めんとする第五條の改正に集中され
第十七條は殆んど議論なくして葬り去られ
てしまつた(此等法案の全文は本年鑑大正
十一年版「労働立法」の項中に収む)。

8 借家法改正法案

横山勝太郎氏外一名は借家法の缺陷を補
はんがため改正法案(第十七編『住宅問題』

9 小作調停法案

農商務省の小作制度調査會では近時頻發
する小作爭議の解決に資するため小作調停
法案を作成した。先づ同會幹事が各委員の
意見を基礎として立案し、六月下旬の同會
特別委員會で審議したものを更に九月十九
日から三日間開かれた同調査會總會で逐條
審議して決定したものであつて、第四十六
議會に提出さるゝ筈である(第十一編『農
村問題』中参照)。